秦野市エイジフレンドリーシティ
行動計画

令和３年度（2021 年度）～令和７年度（2025 年度）

令和３年（2021 年）３月

秦　野　市

はじめに

少子、超高齢社会がますます進行し、本市では高齢化率が３０パーセントを超えています。地域社会においては、地域の関係性の希薄化、単身高齢者世帯の増加による社会的な孤立など、これまでの社会を支える制度や仕組みに大きな影響を与えています。

こうした中で、高齢者が地域において、生きがいや希望を持って安心して暮らせる社会を実現するため、医療や介護、住まい、生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところです。

超高齢社会において高齢者を取り巻く課題は、健康医療や福祉分野だけにとどまりません。就労、交通、都市機能の問題など様々であり、地域包括ケアシステムの視点をまちづくりに結びつけ、地域社会全体で課題解決に向けて取り組む必要があります。

超高齢社会を支えるまちづくりが求められている中で、本市では、ＷＨＯ（世界保健機関）が提唱するエイジフレンドリーシティの趣旨に賛同し、平成３０年（2018 年）９月にグローバルネットワークへの参加表明を行い、ここに行動計画を策定しました。

行動計画では、人生１００年時代を見据え、高齢者が生涯現役で活躍し続ける活力ある健康長寿社会に向けて取り組むとともに、市民一人ひとりが尊重され、共に支えあうことで、安心な暮らしを実現するため、「いつまでも暮らしと安心をみんなで支えあうまち」を理念として掲げました。この理念のもと、子どもから高齢者、障害者などすべての人が元気で安心して暮らすことができるエイジフレンドリーシティを目指してまいります。

計画の推進には、市民、関係団体、事業者の皆様との連携が何より重要となりますので、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和３年（２０２１年）３月

秦野市長　高橋昌和

目　次

第１章　計画策定の趣旨
１　行動計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　行動計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　行動計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章　秦野市の高齢者を取り巻く状況
１　高齢者等数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　暮らしの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　介護認定者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　介護保険サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第３章　基本理念と基本方針
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第４章　施策の推進
施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第１分野　屋外スペースと建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２分野　交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第３分野　住居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第４分野　社会参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第５分野　尊厳と地域共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第６分野　市民参加と就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
第７分野　コミュニケーションと情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
第８分野　地域社会の支援と保健サービス・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第５章　計画の推進体制
１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
２　進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
脚注一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
資料編
１　エイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークについて・・６１
２　ＷＨＯの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
３　行動計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
４　秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会設置要綱・・６５

第１章　計画策定の趣旨

１　行動計画策定の趣旨

我が国では、世界に例を見ない超高齢社会を迎えており、本市においてもそれは例外ではありません。高齢化率[1]は３０％を超え（令和２年（2020 年）４月１日時点）、高齢者を取り巻く課題が多様化し、地域における課題も増大しています。その中で、「第７期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」[2] の構築に向けた取組を進めてきました。

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活し続けるためには、サービスを一体的に提供する環境整備はもちろんのこと、高齢者自身がいかに社会参加をしていくかが重要になります。今後は、元気な高齢者が担い手の中心として活躍していく仕組みづくりが必要になります。

その中で本市は、ＷＨＯ（世界保健機関）が提唱する「エイジフレンドリーシティ（＝高齢者にやさしいまち）」[3] の趣旨に賛同し、平成３０年（2018 年）９月にグローバルネットワークへ参加表明を行い、同年１０月にＷＨＯ承認されました。この「エイジフレンドリーシティ」の構想を「地域包括ケアシステム」の仕組みに取り入れることで、高齢者がより暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

高齢者にやさしいまちづくりを通じて、高齢者のみならずあらゆる人が支えあい、共に生きる地域づくりを着実に進めるよう取り組んでいきます。

２　行動計画の期間

グローバルネットワークに参加する都市は、エイジフレンドリーシティとなるための考え方や、取り組むべき基本的方向性をまとめた行動計画を策定することとされています。ＷＨＯは行動計画を、①計画段階、②実施段階、③評価段階の５年サイクルで継続的な改善を行いながら進めることが望ましいとしています。

本計画の計画期間は、令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの５年間とし、以降は５年のサイクルで進めていきます。

計画名称	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和6年（2024）	令和7年（2025）
エイジフレンドリーシティ行動計画		第1期				
秦野市総合計画		前期基本計画				
秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期				

３　行動計画の位置付け

本計画は、「秦野市総合計画」のもと、「第８期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする部門ごとの個別計画と整合を図るものとし、各計画における取組のうち、エイジフレンドリーシティの趣旨に沿った取組を、ＷＨＯが示す８つの分野に分類します。

第２章　秦野市の高齢者を取り巻く状況

本章は、第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「第２章　高齢者を取り巻く現状と課題」から抜粋しています。

１　高齢者数等の推移

◆人口と高齢化率の推移（各年度 10 月１日現在）

本市の人口は、減少傾向にある一方、６５歳以上の高齢者人口は増加しており、令和２年度(2020 年度)には高齢化率が３０％を超えました。今後も高齢者人口は増加し続け、令和２２年度（2040 年度）には高齢化率は４０．５％となる見込みです。

区分＼年度	実績値			推計値				
	H30 年度（2018 年度）	R 元年度（2019 年度）	R2 年度（2020 年度）	R3 年度（2021 年度）	R4 年度（2022 年度）	R5 年度（2023 年度）	R7 年度（2025 年度）	R22 年度（2040 年度）
住民基本台帳人口(人)	161,625	161,283	160,475	159,673	158,775	157,782	155,573	130,235
高齢者 65 歳以上人口(人)	46,928	47,802	48,635	49,226	49,594	49,976	50,454	52,772
高齢化率(%)	29.0%	29.6%	30.3%	30.8%	31.2%	31.7%	32.4%	40.5%

◆前期高齢者数と後期高齢者数の推移（各年度 10 月１日現在）

現在、前期高齢者（65～74 歳）数が後期高齢者（75 歳以上）数を上回っていますが、令和４年度（2022 年度）にその数が逆転すると予測されます。

前期高齢者は、令和１３年度（2031 年度）頃までに、現在より７千人程度減少する見込みであり、その後増加に転じ令和２２年度（2040 年度）には２万３千人程度になる見込みです。

後期高齢者は、今後増加し続け、令和１２年度（2030 年度）頃に現在より９千人程度増加しピークを迎え、その後緩やかに減少し３万人程度になる見込みです。

（単位：人）

区分＼年度	実績値			推計値				
	H30 年度（2018 年度）	R 元年度（2019 年度）	R2 年度（2020 年度）	R3 年度（2021 年度）	R4 年度（2022 年度）	R5 年度（2023 年度）	R7 年度（2025 年度）	R22 年度（2040 年度）
高齢者 65 歳以上人口	46,928	47,802	48,635	49,226	49,594	49,976	50,454	52,772
前期高齢者（65-74 歳）	25,814	25,501	25,466	25,396	24,179	22,811	20,347	22,931
後期高齢者（75 歳以上）	21,114	22,301	23,169	23,830	25,415	27,165	30,107	29,841

２　暮らしの状況

◆家族構成について

令和元年度（2019 年度）に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、家族構成に関する質問に対し「本人、配偶者ともに６５歳以上の夫婦２人暮らし」（39.9%）及び「１人暮らし」（15.4%）と回答した方の合計は５割を超えています。ひとり暮らしの高齢者数は年々増加しており、高齢者世帯の数も今後さらに増加していくことが予想されます。

◆住まいの状況について

住まいの状況は、一戸建てと集合住宅を併せた持ち家比率が 85%を超えており、北地区と上地区は一戸建ての割合が高く、南地区と大根地区は集合住宅の割合が高い傾向にあります。

３　介護認定者の状況

◆要介護等認定申請件数

要介護等の認定申請件数は、年間５千～６千件程度です。令和２年度(2020年度)は例年に比べ大幅に減少しています。これは、平成３０年（2018年）４月申請分から認定の有効期間の上限が２４か月から３６か月に延長されたことにより更新申請が減少したことが影響していますが、これにより区分変更申請が増加しています。

◆要支援・要介護認定者数・認定率の推移（各年10月１日現在）

認定者数は、第１号被保険者数に応じて増加し、令和２年度には認定者数が７千人を超え、後期高齢者数の増加に伴い、認定率も１４％を上回っています。

（単位：人）

区分＼年度	H29年（2017年）	H30年（2018年）	R元年（2019年）	R2年（2020年）
第１号被保険者数	45,864	46,751	47,621	48,431
要支援・要介護認定者数	6,416	6,624	6,793	7,054
第１号被保険者	6,240	6,445	6,616	6,872
第２号被保険者	176	179	177	182
認定率（第１号被保険者）	13.6%	13.8%	13.9%	14.2%

◆介護度別要支援・要介護認定者数の推移（各年10月１日現在）

（単位：人）

区分＼年度	H29年（2017年）	H30年（2018年）	R元年（2019年）	R2年（2020年）
要支援・要介護認定者数	6,416	6,624	6,793	7,054
要支援１	440	430	474	520
要支援２	582	635	653	678
要介護１	1,413	1,397	1,378	1,421
要介護２	1,324	1,444	1,522	1,568
要介護３	1,027	1,057	1,108	1,165
要介護４	910	887	920	990
要介護５	720	774	738	712

４　介護保険サービスの利用状況

◆介護サービス利用者数の推移（各年度 10 月 1 日現在）

地域密着型サービス[4]及び施設サービス[5]は横ばいですが、居宅サービス[6]が増加し続けています。

また、令和元年度（2019 年度）からは介護療養型医療施設[7]に代わる介護医療院[8]が新たに制度化されたため、令和５年度（2023 年度）までに介護療養型医療施設が廃止され、介護医療院へ移行します。

（単位：人）

区分＼年度	H29 年（2017 年）	H30 年（2018 年）	R 元年（2019 年）	R2 年（2020 年）
サービス利用者数	5,797	6,039	6,275	6,422
居宅サービス	3,874	4,034	4,252	4,400
地域密着型サービス	840	854	855	852
施設サービス	1,083	1,151	1,168	1,170
介護老人福祉施設	647	665	677	677
介護老人保健施設	427	477	472	472
介護療養型医療施設	9	9	2	4
介護医療院	－	－	17	17

第３章　基本理念と基本方針

本市では次に掲げる基本理念を、本市がエイジフレンドリーシティとして目指す姿とします。

また、この基本理念に対し、エイジフレンドリーシティとして検証すべき８つの分野ごとに基本方針を定め、この方針に沿った施策を進めます。

１　基本理念

いつまでも暮らしと安心をみんなで支えあうまち

地域に暮らす全ての人がいつまでも健康で安心して暮らし続けられるよう、若い世代だけでなく、高齢者自らが社会の担い手として互いに支えあって暮らしていくまちを目指します。

２　基本方針

分野	基本方針
１　屋外スペースと建物	高齢者が安心して過ごせる環境づくりを推進します。
２　交通	高齢者が移動しやすい環境づくりを推進します。
３　住居	高齢者が安心して住むことができる環境の普及を推進します。
４　社会参加	高齢者の生きがいづくりを進め、孤立しない地域づくりを推進します。
５　尊厳と地域共生	高齢者の尊厳を守るとともに、地域共生社会の実現を推進します。
６　市民参加と就労	高齢者の地域活動への参加を促進し、就労の機会づくりを推進します。
７　コミュニケーションと情報	高齢者に必要な情報がいきわたる環境づくりを推進します。
８　地域社会の支援と保健サービス	地域包括ケアシステムの確立を推進します。

３　施策の体系

基本理念	分野	基本施策	ＳＤＧｓ*
いつまでも暮らしと安心をみんなで支えあうまち	第１分野 屋外スペースと建物	１　居場所づくりの推進・充実 ２　都市機能の適正な誘導 ３　安全で快適な道路づくりの推進 ４　みんながくつろげる公園の整備 ５　安全に過ごせる地域の協力体制の推進	11、17
	第２分野 交通	１　公共交通の整備 ２　多様な移動サービスの検討 ３　交通安全対策の推進	11
	第３分野 住居	１　快適な住環境の創出 ２　自宅の安全性の確保 ３　見守り支援の充実 ４　支えあい活動の充実	11、17
	第４分野 社会参加	１　社会参加の促進 ２　生きがいづくりの推進 ３　生涯学習の推進 ４　スポーツ活動の推進	3、4、11、17
	第５分野 尊厳と地域共生	１　地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ２　権利擁護支援体制の充実 ３　認知症施策の推進 ４　成年後見制度の利用促進	3、5、10、11、16、17
	第６分野 市民参加と就労	１　就労支援の充実 ２　地域活動の促進	8、11、17
	第７分野 コミュニケーションと情報	１　情報発信の充実 ２　相談窓口の充実	3、10、11
	第８分野 地域社会の支援と保健サービス	１　地域包括ケアシステムの推進 ２　保健事業と介護予防の一体的な実施	3、10、11、17

（＊）SDGs の目標の詳細は、10 ページに記載

第４章　施策の推進

エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしいまち）は、ＷＨＯが世界的な高齢化・都市化に対応するために提唱しました。

ＷＨＯは、高齢者にやさしい都市となるためには、８つのトピックに基づく検証が必要であると提言しています。このトピックは、互いに関係し、作用しあうことでエイジフレンドリーシティの実現につながっていきます。

本市では、ＷＨＯの８つのトピックを参考に８つの分野を設定し、それぞれ基本方針を定め、分野ごとに関係課と連携して基本施策に関連する取組を推進します。

各基本施策は、「現状とこれまでの取組」、「取組の方向」、「主な取組」、「成果指標」により構成しています。

なお、本計画に掲げる施策は、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）(*) の理念に対応するものとします。

エイジフレンドリーシティ　８つの分野（秦野市版）

（＊）持続可能な開発目標（SDGs）は、２０１５年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」にて記載された２０３０年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」ことを誓っています。

「主な取組」の関連計画名は次の略称を用いています。

- 高…秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 地…秦野市地域福祉計画
- 障…秦野市障害者福祉計画
- 公…秦野市公共施設再配置計画
- 空…秦野市空家等対策計画
- 健…健康はだの２１
- 交…はだの交通計画
- 整…社会資本総合整備計画
- 安…秦野市交通安全計画
- 学…秦野市生涯学習推進計画
- 教…秦野市教育振興基本計画
- ス…秦野市スポーツ推進計画
- 工…秦野市工業振興基本計画
- 参…はだの男女共同参画プラン
- 国…秦野市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

第１分野　屋外スペースと建物

高齢者が安心して過ごせる環境を整備するため、コンパクトで利便性の高いバリアフリーのまちづくりを目指すとともに、既存のスペースを活用した居場所づくりを進めます。

基本施策１　居場所づくりの推進・充実

取組の概要
◆自治会館、地域活動拠点の活用
◆地域の福祉活動の充実と支援
◆地域活動拠点としての空家活用の促進
◆民間事業所等を活用した通いの場の創設

現状とこれまでの取組

１　自治会館の建設等に係る費用の一部を補助することで、当該自治会の経費負担の軽減を図り、地域の活動拠点を整備して、市民参加による地域に根差したまちづくりを推進しています。

市単独では難しい新たな公共の分野については、市民との協働により役割を分担して取り組んでいます。

２　保健福祉センターは、地域福祉の推進、市民の生きがいやふれあい活動の場としての役割を果たし、秦野市社会福祉協議会に管理を委託し、運営委員会による適正な運営に取り組んでいます。

地域福祉を推進するため、社会福祉法第１０９条に基づき設置された社会福祉法人秦野市社会福祉協議会の運営（人件費）に対し補助金を交付しています。

３　空家所有者と利用希望者をマッチングする空家バンクを開設し、空家の活用促進を進めています。

４　認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが集い、認知症の人を支えるつながりや居場所づくり、家族の負担軽減を目的に認知症カフェを開設しています。

また、介護施設の協力を得て、入居者が使用していない時間に施設内の部屋を使用し、近隣の高齢者が集う通いの場として活用しています。

取組の方向

1　地域の活動拠点を活用し、市民参加による地域に根差したまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの活性化に向け具体的な支援内容を決定し、地域にあった拠点整備を促進します。

2　保健福祉センターの施設の老朽化により、効率性及び緊急性を考えた修繕等を行い、安全な施設管理に努めます。

　秦野市社会福祉協議会に対し、高齢者等の居場所づくりにつながる地域福祉活動の推進役として、機能が十分に発揮できるよう、人件費を補助するとともに、事業の内容及び効果、人員配置を検証し、効率的な運営を行うよう支援します。

3　空家バンクの利用者（所有者及び利用希望者）を増加させることにより、住居としての活用にとどまらず、地域活動や市民活動の拠点づくりにも繋げていきます。

4　身近な場所に地域住民が集う場所を作るという通いの場の趣旨を理解していただける事業所を増やし、通いの場の拡充を図ります。

　今後、民間企業に対しても認知症の普及啓発を図り、新たな地域の通いの場として活用できる場所を増やしていきます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
自治会館等施設の整備・改善の推進	自治会館新設費補助金、自治会館修繕費補助金、自治会館土地借地料補助金の交付を行う。	公	市民活動支援課
地域コミュニティ活性化に関する活動拠点の整備等についての検討	地域コミュニティ活性化に関する活動拠点の整備等についての庁内調整、まちづくり拠点交付金の支援を行う。	―	
保健福祉センターの管理運営	市民の保健の充実及び福祉の増進を図る地域の拠点として、関係団体の協力のもと、安全で快適な施設運営及び維持管理を行う。	地	地域共生推進課

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
秦野市社会福祉協議会への支援	地域福祉を推進する中核的な役割を担う市社協の機能が強化されるよう、補助金を交付し、連携を図る。	地、障	地域共生推進課
空家バンク運営事業	空家所有者と利用希望者をマッチングする空家バンクを運営し、空家の活用促進を進める。	空	交通住宅課
「はだのさわやか体操で介護予防」の促進	介護予防体操の普及を行うことで、身近な地域の通いの場づくりを行う。また通いの場として、自治会館や公民館、空家等のほかに、事業所のスペースを活用する。	健	高齢介護課
認知症カフェ	認知症の方やその家族が、自宅以外にも安心できる居場所を持つことができるように、民間企業等の協力により、認知症カフェの拡充を図る。	高	

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
開放型自治会館建設件数【市民活動支援課】	5 か所	—	—	8 か所	—	10 か所
各地区まちづくり拠点補助の申請件数【市民活動支援課】	3 か所	—	—	4 か所	—	5 か所
保健福祉センターの利用率【地域共生推進課】	68.4%	68.5%	68.6%	68.7%	68.8%	70.0%
サロン連絡会及び居場所づくり等の講座参加者数【地域共生推進課】	53 人	54 人	56 人	58 人	60 人	62 人

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
「はだのさわやか体操で介護予防」参加者実人数【高齢介護課】	600 人	430 人	500 人	570 人	640 人	710 人
民間事業所が開設する認知症カフェの数【高齢介護課】	12 か所	13 か所	14 か所	15 か所	16 か所	17 か所

基本施策２　都市機能の適正な誘導

取組の概要

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本にまちづくりを推進

現状とこれまでの取組

本格的な人口減少、超高齢社会に対応し、将来にわたり効率的かつ持続可能なまちづくりを進めるため、令和２年（2020 年）４月に立地適正化計画を策定しました。

取組の方向

人口減少・超高齢社会の進行、また厳しい財政状況にある中、持続可能なまちづくりに取り組むため、医療・福祉・商業等の都市機能の集約と地域の特色を生かした経済投資を誘導します。

主な取組

「コンパクト・プラス・ネットワーク」(9) の考え方を基本にまちづくりを推進します。次世代への新しい地域社会づくりや中心市街地活性化、効率的な都市経営、あらゆる世代が安心して快適に暮らせる生活環境の実現を図るため、都市機能集約や投資誘導及び産業生産機能の高度化に取り組みます。

基本施策３　安全で快適な道路づくりの推進

取組の概要
◆利便性や安全面を考慮した快適な道路づくりを推進

現状とこれまでの取組

一般市道については、車のすれ違いが困難な狭い道路や通学路になっているにも関わらず、歩道のない道路があることから、通行の安全を目的とした道路の拡幅や歩道の設置を行っています。

取組の方向

人口減少・超高齢社会が進む中で、安全で安心な生活環境を確保するために、暮らしに密着した道路改良や歩道設置を進めます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
市道改良事業費 国庫関連市道改良事業	市民生活に密着した身近な市道を整備する。	整	道路整備課
歩道設置事業費 国庫関連歩道設置事業	歩行者の安全を確保するための歩道を設置する。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
一般市道の工事延長 【道路整備課】	769m	500m	500m	500m	500m	500m
歩道設置の工事延長 【道路整備課】	102m	0m	90m	90m	70m	130m

基本施策４　みんながくつろげる公園の整備

取組の概要
◆子どもから大人まで多くの人に愛される公園や緑地の維持・充実

現状とこれまでの取組

1　公園は多世代にわたり自由に使える施設です。施設の更新により「みんなのトイレ」の設置、トイレの洋式化、園路などのバリアフリー化、階段への手すりの設置、遊具更新などを進めています。
2　多世代の市民が憩える公園として、公園愛護会や里親制度（アダプトプログラム）により、地域に親しまれ愛される公園として見守られており、市民との協働を基本に維持管理を進めています。

取組の方向

1　公園施設の適正な更新を図ることで誰もが安心して快適に利用できる公園を市民に提供していきます。
2　公園を市民の健康増進や憩いの場として利用を促進し、多くの市民に愛される公園や緑地を目指し、市民との協働による維持管理を広げていきます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
都市公園長寿命化事業	遊具の更新や健康遊具の導入などを行い、公園及び緑地利用者の安全安心な利用と利便性を図る。	整	公園課
公園等美化推進事業	公園等美化ボランティア（里親制度）団体の登録を推進する。	―	

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
都市公園長寿命化事業実施施設数【公園課】	4 か所	13 か所	21 か所	23 か所	25 か所	28 か所
公園美化ボランティアの団体数【公園課】	48 団体	51 団体	52 団体	54 団体	55 団体	57 団体

基本施策５　安全に過ごせる地域の協力体制の推進

取組の概要
◆防犯灯の設置と維持管理
◆熱中症の予防につながる環境づくり

現状とこれまでの取組

１　犯罪のない明るい社会の実現のため、市民の防犯意識の高揚、地域防犯力の向上を図り、防犯灯の効率的な設置による、犯罪をおこさせない環境整備を自治会とともに行っています。

自治会の役割：毎月の点検等及び新規設置の申請

【実績】

令和２年（2021 年）３月末現在　１３，４８７灯

令和元年度（2020 年度）　４５灯新設

（内訳　防犯協会設置：２２灯、分譲地造成時設置：２３灯）

２　クールシェルター[10]として協力いただける店舗や施設を増やし、熱中症の予防につながる環境づくりを行います。市内の公共施設のほか、各商店会等に協力を依頼し、クールシェルターの協力店舗の増加を図っています。

取組の方向

１　犯罪のない明るい社会の実現のため、防犯に関する啓発や効果的な情報提供により地域防犯力の向上を図るとともに、防犯灯の効率的な設置による、犯罪をおこさせない環境整備を自治会とともに行います。

２　高齢者の熱中症が多発していることから、事業の周知を行い、協力店舗の拡大を進めるとともに、クールシェルターの利用を促進します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
秦野市防犯協会防犯灯の設置及び維持管理事業	防犯灯の効果的な設置を行う。防犯灯の維持管理水準の向上を図る。	―	地域安全課
クールシェルターの推進	高齢者の熱中症対策として、暑さや日差しから身を守る一時休憩場所（クールシェルター）として協力してもらえるよう、各公共施設や商業者等に呼びかける。	高	高齢介護課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
刑法犯認知件数【地域安全課】	650 件	640 件	635 件	630 件	625 件	620 件
クールシェルターポスター配付数【高齢介護課】	441 部	470 部	473 部	476 部	479 部	482 部

第２分野　交通

快適に移動できるまちの形成を目指し、公共交通ネットワークの確保・維持に努めます。

公共交通機関を利用できない高齢者に対しては、福祉施策による移動サービスの提供や、地域の支えあい活動による移送の取組を検討します。

また、高齢者による自動車事故を防止するため、交通安全に関する啓発を行うとともに、運転免許証の返納を促すための取組を行います。

基本施策１　公共交通の整備

取組の概要

◆高齢者の運転リスクの低減や公共交通の利便性の維持に資する、コンパクトな都市構造を支える公共交通網の形成

◆交通空白・不便地域等における地域の実情に応じた移動手段の検討及び確保・維持

現状とこれまでの取組

１　公共交通利用者の減少、運転手の高齢化によるネットワークの弱体化に対応するため、立地適正化計画を策定しました。

２　高齢者、子ども及び障害者など誰もが利用しやすい鉄道やバスなどの公共交通の環境整備をすることが必要となっており、令和元年度（2019 年度）はノンステップバス購入費用の一部を助成し、導入の促進を図っています。

【実績】

令和２年（2020 年）３月３１日現在　１１１台中５５台

取組の方向

１　地域を結ぶ公共交通ネットワークの確保・維持に努めます。

２　交通空白・不便地域等における対応については、地域や公共交通事業者と協議し、ニーズや地域の実情、採算性等を考慮したうえで、移動手段の検討を進めます。

３　公共交通事業者と協働して、誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備に取り組みます。

４　「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する協定」に基づき、鉄道駅

におけるホームドア整備の検討など、ホームの安全性向上に関して小田急電鉄株式会社と共に連携・協力し取り組みます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
ノンステップバス導入事業	高齢者、子ども及び障害者など誰もが利用しやすい公共交通の環境整備を支援する。	交、地	交通住宅課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
ノンステップバスの導入率【交通住宅課】	49.5%	62.7%	66.4%	71.8%	76.4%	79.1%

基本施策２　多様な移動サービスの検討

取組の概要
◆福祉有償運送制度の周知
◆ボランティアによる移動手段の確保に向けた活動の立ち上げ支援

現状とこれまでの取組

１　身体的な衰えや住環境等の問題により移動が困難となり、支援が必要な高齢者が増えています。公共交通機関の利用が難しい高齢者には、地域の支えあい等による多様な移動サービスを検討する必要があります。

２　公共交通機関での移動が難しい要介護者や障害者などを対象に、国から認定を受けたＮＰＯ法人等が送迎を行う福祉有償運送制度[11]について、近隣の自治体及びタクシー事業者、ＮＰＯ法人等の関係団体と共同で運営協議会を

設置し、適正な運営を図っています。

３　平成２８年（2016 年）４月１日から、住民主体型通所サービス利用者で移動困難な者の送迎を訪問型サービスＤ[12]により行っています。令和元年（2019 年度）３月末時点では３団体が訪問型サービスＤを実施しています。

４　訪問型サービスＤや地域支えあいの移動支援を行う担い手の養成を行っています。

取組の方向

１　公共交通機関では対応が難しい地域や、利用が困難な方など、地域と一緒に課題を分析したうえで、多様なサービスの検討を行います。

２　安全安心に外出できる移動手段として、福祉有償運送制度の周知を図ることで、高齢者等の社会活動への参加や生きがいづくりを支援します。

３　移動支援を行うボランティアの養成を行うとともに、養成したボランティアが地域で活躍できるよう、移動支援を行う団体等の立ち上げ支援を行います。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
福祉有償運送制度の周知	福祉有償運送制度の利用を促進するため、ホームページ等による周知に取り組む。	地、高	地域共生推進課
訪問型サービスＤの拡大	外出機会の確保及び社会参加の促進を図るため、住民主体型通所サービスへの移動困難な者の輸送を行う。	高	高齢介護課
地域支え合い型認定ドライバー養成研修	地域の支えあい活動として移動支援ボランティア及び福祉有償運送の移送ドライバーの育成を行うことで、地域福祉の担い手の確保を図る研修を実施する。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
福祉有償運送制度の利用者数【地域共生推進課】	300 人	310 人	320 人	330 人	340 人	350 人
地域支え合い型認定ドライバー養成研修実施回数【高齢介護課】	２回	２回	２回	２回	２回	２回

基本施策３　交通安全対策の推進

取組の概要
◆交通安全に関する啓発の実施
◆神奈川県等が実施する高齢者免許自主返納サポート事業の周知

現状とこれまでの取組

交通安全教室や交通安全キャンペーンの際に、高齢者免許自主返納サポート事業等の高齢者向けの交通安全啓発活動を行っています。

【実績】

令和元年度（2019 年度）の高齢者向け交通安全教室実施回数

１７回（啓発数：５０４名）

取組の方向

秦野警察署等と協力して、交通安全教室を実施していくとともに、関係団体と連携して新たな団体への啓発活動を行います。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
高齢者向け交通安全教室	高齢者向け交通安全教室の際に、高齢者免許自主返納サポート事業の周知を実施する。	安、高	地域安全課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
高齢者向け交通安全教室実施回数【地域安全課】	17 回	19 回	21 回	23 回	25 回	27 回

第３分野　住居

高齢者が安心して住むことができる環境づくりを推進します。

また、独居世帯や高齢者のみの世帯でも安心して生活できるよう、見守り体制の強化や自宅の安全性向上のための啓発に努めます。

基本施策１　快適な住環境の創出

取組の概要

◆安全安心な住環境の形成

現状とこれまでの取組

生活サービス施設の利用者減少による都市機能の移転・撤退、中心市街地の衰退へ対応し、災害リスクの少ない安全安心な都市を実現するため、立地適正化計画を策定しました。

取組の方向

地域の将来土地利用を踏まえた、暮らしやすい住環境の維持・形成を図ります。

主な取組

医療、福祉、商業施設、住居等がまとまって立地し、住民が公共交通等を利用して生活利便施設にアクセスすることができる都市の形成を目指します。

市民の安全確保と災害及び二次災害のリスク軽減の観点から、安全安心な住環境の形成を図ります。

基本施策２　自宅の安全性の確保

取組の概要
◆家具転倒防止のための器具設置支援の実施

現状とこれまでの取組

地震による居住者の生命及び財産の被害を最小限に留めることを目的に、要望のあった高齢者世帯に対して、災害時の応急復旧活動で協定を締結している企業に依頼し、転倒防止器具を設置しています。

取組の方向

発生が危惧されている大規模地震による被害を最小限に留めるため、家具転倒防止器具設置事業の啓発を推進し、高齢者が安心して生活できる環境を整備します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
家具転倒防止のための器具設置支援事業	ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭などから設置要望があった場合、家具転倒防止器具の設置を行う。	高	防災課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
家具転倒防止対策実施回数【防災課】	1 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回

基本施策３　見守り支援の充実

取組の概要
◆民生委員・児童委員による見守り活動の支援
◆高齢者の安心につながる見守り事業の充実

現状とこれまでの取組

1　地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員[13]の活動が円滑に行われるよう、研修や業務の負担軽減、相談支援を行っています。
2　高齢化や定年延長等の影響により、民生委員・児童委員の担い手が不足しています。
3　高齢者世帯の登録を行い、民生委員・児童委員、地域高齢者支援センター[14]、高齢介護課、消防本部で登録者の情報を共有し、訪問、相談の実施や救急搬送時のスムーズな対応を図っています。
4　調理や買物が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達するサービスを実施するとともに、安否確認を行うことにより、健康で自立した在宅生活を支援しています。

取組の方向

1　市民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、住み慣れた地域で孤立することがないよう、その一翼を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、業務の負担軽減を行うなど活動しやすい環境づくりに取り組みます。
2　市や地域高齢者支援センター、地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員、緊急時の通報を受ける消防本部がそれぞれ連携し、高齢者が安心して生活できるよう高齢者世帯の登録を推進します。
3　高齢者が自立し、安心して生活できるよう、見守りを兼ねた配食を行うとともに、緊急時にスムーズな救急活動を行うため、緊急通報システム装置の貸与を行うことで、日常生活の不安や孤立を解消します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
民生委員・児童委員業務の負担軽減	高齢化の進行により、民生委員・児童委員に求められる業務は多様化し、負担も増していることから、業務の見直しを行うなど負担軽減に努める。	地、高	地域共生推進課
秦野市在宅ひとり暮らし高齢者等登録事業	制度の周知と登録を推進するとともに、見守りや支援が必要な世帯を関係機関で共有する。	地、高	高齢介護課
家庭内事故等対応体制整備事業	緊急時にスムーズに救急対応を行うため、通報装置の貸与を行う。		
在宅ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	調理や買物が困難な高齢者世帯に、安否の確認も兼ねて、バランスのとれた食事を定期的に配達する。	地、高	高齢介護課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
民生委員・児童委員の再任率（３年毎の一斉改選時）【地域共生推進課】	60%	―	60%	―	―	60%
家庭内事故等対応体制整備事業登録者数【高齢介護課】	146 人	250 人	300 人	350 人	400 人	450 人

基本施策４　支えあい活動の充実

取組の概要
◆住民主体の生活支援サービスの拡充

現状とこれまでの取組

１　体力的な衰えや経済的な問題により、移動や買物が困難な人やごみ等の片づけが難しい高齢者が増えています。介護や福祉などの公的サービスだけでは解決することが難しい課題には、様々な機関との連携や、地域の支えあいによる生活支援が必要となります。

２　平成３０年（2018 年）４月から、市内７か所の地域高齢者支援センターに第２層生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）[15] を１名ずつ配置して、各地区における資源調査を実施し、さわやか体操等を行う通いの場を立ち上げたほか、生活支援体制事業協議体研究会 [16] において、移動に関する課題への提言をまとめました。

取組の方向

１　高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、移動やごみ出し等の生活支援サービスや、安否確認などの取組を進めます。

２　生活支援コーディネーターを中心に地域の人と様々な関係機関をネットワーク化し、地域ニーズや資源の把握、新たな地域資源の創出を進めます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、各地区において課題や資源の把握を行い、関係機関のネットワーク化を行う。地域の課題とその解決に向けた検討を行う。	地、高	高齢介護課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
第１層及び第２層生活支援コーディネーターの配置【高齢介護課】	８人	８人	８人	10 人	10 人	10 人

第４分野　社会参加

高齢者がボランティアや生涯学習、スポーツなど様々な分野で生きがいをもって活動していくことで、いつまでもいきいきとした、孤立しない地域づくりを推進します。

また、高齢者がこれまで得た技能や経験を活かして、地域において役割を持ち、地域コミュニティの活性化につながるよう支援していきます。

基本施策１　社会参加の促進

取組の概要
◆高齢者の生活支援の担い手育成

現状とこれまでの取組

1　高齢者の生活支援のための担い手を養成する研修を実施していますが、介護従事者の不足が大きな課題となっています。同時に、公的サービスだけでなく、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくためには、地域における支えあい活動の必要性も高まっています。

2　高齢者の生活支援のための担い手として、高齢者要支援者等への生活援助を行える「秦野市認定ヘルパー研修」、介護分野の未経験者向けの「介護に関する入門的研修」を行うとともに、移動支援の担い手を増やすため「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を実施しています。

取組の方向

1　生活支援や移動支援の担い手の育成を行うとともに、研修修了者が地域において、支えあいの担い手として活動できるよう支援を行います。

2　高齢者が地域の担い手として社会参加できる機会づくりを推進します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
認定ヘルパー研修及び介護に関する入門的研修	要支援者等の訪問型サービス（生活援助）の担い手を養成する秦野市認定ヘルパー研修や、介護分野の未経験者向けに介護に関する入門的研修を実施する。	地、高	高齢介護課
地域支え合い型認定ドライバー養成研修（再掲）	地域の支えあい活動として移動が困難な人に支援を行うボランティア及び福祉有償運送の移送ドライバーの育成を行うことで、地域福祉の担い手の確保を行う。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
認定ヘルパー研修及び介護に関する入門的研修開催回数【高齢介護課】	（ヘルパー研修）３回（入門的研修）１回	各１回	各１回	各１回	各１回	各１回
地域支え合い型認定ドライバー養成研修実施回数（再掲）【高齢介護課】	２回	２回	２回	２回	２回	２回

基本施策２　生きがいづくりの推進

取組の概要
◆高齢者に対する社会参加や交流の推進

現状とこれまでの取組

１　高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいや役割を持って生活できるよう、住民主体の介護予防や見守りを行う、支えあい活動を推進しています。
２　高齢者の生きがいづくりや介護予防活動を拡大するため、老人クラブや介護予防の活動を行う団体に補助金を交付し、活動の支援をしています。

取組の方向

身近な地域での社会参加につなげるために、通いの場の更なる拡大が課題です。今後も支援を継続し、高齢者の生きがいや介護予防につながる取組を支援します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
地域介護予防活動支援事業	元気高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、介護予防につながる活動を行う団体を支援する。	地、高	高齢介護課
老人クラブ活動支援事業	高齢者の生きがいと健康増進のため、多様な社会活動を通じ老後の生活を豊かにすることを目的に組織された老人クラブの活動を支援する。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元 年 度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
地域介護予防活動団体の補助交付団体数【高齢介護課】	53 団体	65 団体	74 団体	83 団体	92 団体	101 団体

基本施策３　生涯学習の推進

取組の概要
◆広畑ふれあい塾による高齢者の知識、技能等の活用

現状とこれまでの取組

広畑ふれあいプラザを主な活動拠点として、市民自身が蓄えた知識や特技を生かして講師となり、高齢者などがその学習活動を通じて生きがいづくり、健康・体力づくり、そして仲間づくりを目的に、高齢者の生涯学習活動や、健康増進・自立支援を促しています。

広畑ふれあい塾は、市と市民との協働型施策事業として、市民の多様な学習ニーズに応えており、公民館サテライト教室の開講など、他の地域にも拡充していることで、公民館事業の新しい形を創出し、また協働による地域力の醸成や新たな生涯学習のまちづくり、高齢者福祉に寄与しています。

取組の方向

生涯学習活動を通じて高齢者の生きがいづくり、健康・体力づくり、仲間づくりを推進するための運営支援を行っていきます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
広畑ふれあい塾の支援	市民自身が蓄えた知識や特技を生かして講師となり、高齢者などがその学習活動を通じて生きがいづくり、健康・体力づくり、仲間づくりを目的として、生涯学習活動を行う。	学、教、高	生涯学習課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
広畑ふれあい塾開講講座数【生涯学習課】	62 講座	64 講座	66 講座	68 講座	70 講座	72 講座

基本施策４　スポーツ活動の推進

取組の概要
◆住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」をきっかけとした多世代スポーツコミュニティの再生・創造

現状とこれまでの取組

毎年５月の最終水曜日に実施される「チャレンジデー」[17] に、平成２９年度から参加し、市民の日常的なスポーツの習慣化や健康増進、地域のコミュニティの再生・創造のきっかけづくりを進めました。

【実績】

・令和元年度（2019 年度）　参加率 53.2%（参加者 88,024 人）

・平成 30 年度（2018 年度）　参加率 46.4%（参加者 76,920 人）
・平成 29 年度（2017 年度）　参加率 47.5%（参加者 79,108 人）

取組の方向

「チャレンジデー」等の取組を通じ、スポーツジムや教室など、民間のスポーツ関係施設と連携し、多世代スポーツコミュニティの再生・創造を図ります。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
「チャレンジデー」の実施	１５分以上継続して運動・スポーツを行った市民の参加率を他の自治体と競う住民総参加型スポーツイベントを実施する。	ス	スポーツ推進課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
「チャレンジデー」の参加率【スポーツ推進課】	53.2%	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%

第５分野　尊厳と地域共生

地域共生社会の実現に向けた取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、認知症に対する正しい理解の啓発と支援体制の充実に努めます。

また、高齢者の尊厳を守るため、成年後見制度の利用を促進します。

基本施策１　地域共生社会の実現に向けた取組の推進

取組の概要
◆地域共生社会の理念の普及啓発
◆多機関協働による包括的な相談支援体制の充実

現状とこれまでの取組

１　人間関係の希薄化や社会的に孤立する人が増える中で、全ての人が共に支えあい、安心して地域で暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が求められています。

２　令和元年（2019 年）６月には秦野市相談支援包括推進会議を、１０月には秦野市地域共生社会の実現に向けた福祉のあり方懇話会を設置し、令和２年（2020 年）２月に秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針を策定しました。また、関係機関への説明会、研修会を通じて、地域共生社会の理念等の周知に取り組んでいます。

３　ダブルケア[18]や８０５０問題[19]など、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しているため、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では、対応が困難になっています。

取組の方向

１　地域共生社会の実現に向けて、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認めあい、一人ひとりが支えあう意識を高めることができるよう、地域共生社会の理念の普及啓発に取り組みます。

２　高齢者の一人ひとりが安心して生活できるよう、複合化・多様化した課題に対して、福祉・保健等の専門職や関係機関が持つ強みを生かしつつ、両者

の協働により解決を図る包括的・重層的な支援体制を整備します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
地域共生社会の理念の周知	地域共生社会の実現に向けた理念について、市民、相談支援機関等へ幅広く周知を行う。	地、高、障	地域共生推進課
多機関協働による包括的な支援体制の推進	市役所の横断組織となる「秦野市相談支援包括推進会議」を開催するなど、地域共生支援センターを中心として、連携の強化及び包括的相談支援体制を推進する。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
地域共生社会の実現に向けた職員研修の実施【地域共生推進課】	１回	１回	１回	２回	２回	２回

基本施策２　権利擁護支援体制の充実

取組の概要
◆権利擁護の支援
◆高齢者虐待に対する支援体制の充実

現状とこれまでの取組

１　秦野市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業[20]が安定的に実施できるよう、運営費（人件費）を補助しています。
２　財産管理、身上監護の観点から、判断能力の低下により成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、２親等以内の親族がいないなどの理由により当事者による申立てができないため、市長申立ての要請がなされた認知症高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援しています。
３　地域高齢者支援センターにおいて、高齢者及び介護者からの相談体制の充実を図っています。

取組の方向

１　判断能力の低下により、ひとりで日常生活を送るのに不安がある方が地域で安心して暮らせるよう、個々の状況に応じて必要とされる適切な福祉サービスが利用できるよう支援します。
２　高齢者虐待防止を推進するため、在宅で要介護状態の高齢者を介護する人が精神的、身体的負担が重なることで、介護離職や虐待につながることがないよう、地域高齢者支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携し、支援に努めます。
３　地域高齢者支援センターにおいて、高齢者及び介護者からの相談体制の充実を図ります。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
日常生活自立支援事業	秦野市社会福祉協議会において、判断能力に不安のある高齢者等に対し、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳等の預かりの手伝いをするサービスを提供する。	地、障	地域共生推進課
地域高齢者支援センターによる総合相談・支援	地域高齢者支援センターの運営が公正・中立的で安定的に行われていくよう、地域高齢者支援センターの相談体制の充実と機能をより強化する。	地、高	高齢介護課

基本施策３　認知症施策の推進

取組の概要
◆認知症に対する支援体制の充実と知識の普及啓発

現状とこれまでの取組

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症が疑われる方の早期発見・早期対応、地域での見守り体制の構築、認知症の容態に応じた医療・介護サービスの提供、相談先の充実に取り組んでいます。

取組の方向

地域での生活をできる限り維持していくためには、症状の初期段階で生活状況や認知機能等の評価を行い、適切な医療へ結び付けることが大切です。認知

症の人がそのときの容態に応じてふさわしい場所で適切なサービスを受けられるよう、地域全体で見守る体制づくりを進めます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
認知症サポーター[21]等養成事業、認知症に関する普及啓発事業	認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座を実施し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるように、見守り体制を構築する。 また、世界アルツハイマー月間の取組に合わせ、認知症に関する普及啓発を強化する。	地、高	高齢介護課
認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の初期段階から適切な医療・介護へ結び付ける認知症初期集中支援チーム員会議の開催や、容態に応じた適切なサービスにつなげる認知症地域支援推進員の配置、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症カフェの整備を行う。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
認知症サポーター養成者数【高齢介護課】	13,250 人	16,000 人	18,000 人	20,000 人	22,000 人	24,000 人

基本施策４　成年後見制度の利用促進

取組の概要
◆成年後見制度の利用促進

現状とこれまでの取組

1　判断能力が十分でない高齢者等の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、秦野市社会福祉協議会に成年後見利用支援事業を委託し、制度の普及啓発及び相談支援に取り組んでいます。
2　成年後見ネットワーク連絡会や成年後見制度利用促進計画ワーキンググループを開催し、制度の利用促進に向けた関係者の連携強化、情報共有を図っています。

取組の方向

1　権利擁護の必要な人の早期発見・支援につなげるため、成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ります。
2　成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、専門職や関係団体等が連携し、地域で支えあう仕組みとして、「地域連携ネットワーク」を構築し、そのコーディネートを担う「中核機関」の設置に向けて取り組みます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
成年後見利用支援センターの運営支援	成年後見制度の相談を一元的に行う、成年後見利用支援センターへの運営支援により成年後見制度を安心して利用できる体制を整備する。	地、高、障	地域共生推進課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
広報、研修会の実施 【地域共生推進課】	9 回	9 回	9 回	10 回	10 回	11 回

第６分野　市民参加と就労

市民が自治会やボランティア等の地域活動へ参加することで、社会参加につながるよう情報提供に努めます。

また、いきいきと働き続けられるよう、就労の機会を確保し、情報提供に努めます。

基本施策１　就労支援の充実

取組の概要
◆求職者就職支援カウンセリングの実施
◆高齢者の就労支援の実施

現状とこれまでの取組

１　ふるさとハローワーク[22]や公共職業安定所と連携して、職業相談や職業紹介を行うとともに、求職者就職支援カウンセリングを実施しています。

２　高齢者が能力を活かしながら健康や生きがいを保ち、主体的に社会とのつながりを持てるよう、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センター[23]の活動を支援しています。しかし、シルバー人材センターの業務拡大や会員数の増加が難しい状況があります。

　また、６５歳以上の求人が少なく、就労希望者が就労できていない状況があります。

取組の方向

１　国、県等の関係機関と連携し、雇用の創出に努めるとともに、女性、若年者、中高年齢者、障害者、外国人といった多様な人材の就労を支援します。

２　働く意欲のある高齢者が、豊かな経験と能力を活かした就労機会を広げ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みをつくります。

　また、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
求職者就職支援カウンセリング	求職者を対象に、専門のカウンセラーが個々の就職に係る相談に応じた助言を提供することにより、円滑な就職の支援を図る。	工、高、障、参	産業振興課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいの推進と地域福祉の向上を図るため、元気な高齢者の就労機会の創出と拡大を図る。	高	高齢介護課
生涯現役促進地域連携事業	働く意欲のある５５歳以上の高年齢者が、豊かな経験と能力を活かした就労機会を広げ、労働を通じて生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを行う。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
ふるさとハローワークにおける職業紹介件数に対する就職件数の割合【産業振興課】	24%	24%	24%	24%	24%	24%
シルバー人材センターの会員数【高齢介護課】	744 人	850 人	850 人	850 人	850 人	850 人

基本施策２　地域活動の促進

取組の概要
◆自治会活動の支援
◆市民活動、ボランティア活動の活動促進

現状とこれまでの取組

１　自治会活動について
　地域内住民の親睦と地域福祉の増進を推進しています。
　自治会長等の個人名義の登記は名義人の転居や死亡などにより名義変更や相続等の問題が生じるため、自治会の法人化を促進しています。

２　ボランティア活動について
　ボランティア活動をはじめとする市民活動に参加しやすい環境づくりを図るため、市民活動団体の活動実態に合わせた市民活動サポートセンターの活用や市民活動促進事業への支援を実施しています。

取組の方向

１　市民参加による自主的な地域活動を推進します。
　また、会長個人の名義使用による登記や借地権の対抗要件などを充たすことができることから、引き続き自治会の法人化を促進します。

２　ボランティア活動をはじめとする市民活動に参加しやすい環境づくりを図るため、市民活動サポートセンターの活用や市民活動促進事業を支援します。
　なお、他のボランティア関連事業を担う団体（社会福祉協議会）との連携が課題となっており、ボランティア事業について効率的に担える体制について検討します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
自治会組織の設立支援	市外からの転入者へ自治会加入の案内、開発事業者に入居者への自治会加入促進を依頼する等加入促進を行う。	―	市民活動支援課
自治会法人化への支援	自治会法人化の概要及び手続を説明する。		
市民活動サポートセンターの活用	市民活動団体の自主的で営利を目的としない社会に貢献する市民活動やボランティア等を支援する。	―	
はだの市民活動団体連絡協議会（れんきょう）	市内の市民活動団体が、環境保護、福祉、教育等の様々な分野で活動するボランティア団体が連携をとりながら、活力あふれる地域社会の発展に役立てることを目的として活動を行う。	―	

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
自治会の法人化数【市民活動支援課】	98 自治会	99 自治会	100 自治会	101 自治会	101 自治会	102 自治会
はだの市民活動団体連絡協議会の加盟団体増加【市民活動支援課】	54 団体	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体

第７分野　コミュニケーションと情報

高齢者に必要な情報が容易に入手できるよう、環境の整備を推進します。

また、相談窓口の充実・強化を行い、必要な時に必要な支援につなぐ体制づくりを推進します。

基本施策１　情報発信の充実

取組の概要
◆広報紙やホームページによる情報発信の充実
◆消費生活に関する講座の実施

現状とこれまでの取組

１　市民との情報の共有化を図るため、分かりやすく親しみやすい広報紙の編集に努め、効果的に市政情報を発信するとともに、新聞未購読世帯に対する戸別配布やスマートフォンアプリによる配信など、多くの方に広報紙を読んでもらうための取組を進めています。

２　市ホームページの充実やくらしのガイドの発行など、様々な広報媒体を活用し、タイムリーかつ効果的な情報発信に努めています。

３　多様化する市民相談のニーズに応えるため、終活を含む消費生活に関する講座を実施しています。

【実績】
・キャッシュレス決済の注意点
・エンディングノートの書き方
・葬儀、お墓、供養の知識
・法律講座　等

取組の方向

１　より分かりやすく、親しみやすい広報紙の発行に努めるとともに、対象や目的に応じた各種メディアの効果的な活用とパブリシティの充実を図り、市政情報等を広く発信します。

特に、即時性や容量、双方向性等に優れたインターネット媒体（ホームページやＳＮＳ等）が急速に浸透していることから、誰もが簡単に市政情報等を入手できるよう、時代にあった情報発信体制の充実に努めます。

２　多様化、巧妙化する消費者問題に対し、情報提供の拡大や知識の普及を目的に、特に被害が多い高齢者や高齢者等を見守る人を対象に講座や教室を開催し、消費者トラブルの未然防止、減少に努めます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
広報活動の充実	広報はだのやホームページ等様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信を実施する。	―	広報広聴課
暮らしの講座	消費行動に関する制度や知識を啓発し、市民が契約や詐欺行為などによるトラブルに遭わないよう講座を実施する。	―	市民相談人権課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度（2019）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）	６年度（2024）	７年度（2025）
市ホームページの年間アクセス件数【広報広聴課】	750万件	780万件	796万件	812万件	828万件	845万件
消費生活に係る講座の満足度【市民相談人権課】	87%	89%	90%	91%	92%	93%

基本施策２　相談窓口の充実

取組の概要
◆民生委員・児童委員による地域における相談支援
◆高齢者の総合的な相談窓口の充実
◆専門相談の体制を拡充し、市民の身近な問題の早期解決を支援

現状とこれまでの取組

1　様々な福祉サービスや相談窓口があり、多様な方法で広報されていますが、高齢者にとっては、どこに何を相談したらいいのか分からないことがあることから、身近な民生委員・児童委員による相談支援を行っています。
2　高齢者の総合相談や継続的な介護予防ケアマネジメントと実態把握、虐待への対応、権利擁護支援等を、市内７か所に地域高齢者支援センターを設置し、実施しています。
3　高齢者は老化により身体機能や認知機能の低下が生じ、高齢になるほど身体障害や認知症の状態になる可能性が高まります。そのため、高齢者数の増加により身体障害者手帳を取得する高齢者や、認知症等で精神科医療機関に通院する高齢者数が増加傾向にあります。
4　多様化する市民相談に対し、市民生活等に関する専門の相談員を配置するほか、弁護士や税理士などの各種専門相談を定期的に開催し、相談及び苦情を効率的に対応しています。

取組の方向

1　住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して暮らすことができる社会の実現が、高齢者とその家族にとって大きな支えになります。住民と行政のパイプ役である民生委員・児童委員が関係機関と連携して相談者に必要な福祉サービス情報を提供できるよう支援します。
2　複雑・多様化する高齢者のニーズに的確に対応するため、地域高齢者支援センターの相談・支援体制の充実を図り、高齢者を支えるサービスを地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。
3　障害のある人が自らの考えと判断により、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会づくりが大切です。高齢障害者が住み慣れた地域で生活するために、障害者分野と高齢者分野の両方の施策で必要なサービスを適切に利用できるよう相談・情報提供体制の充実を図ります。

４　市民ニーズや社会変化に応じて、新たな専門相談の実施、相談日や相談体制の充実を検討し、高齢者が安心して生活できるように努めます。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	地域における身近な相談先として、民生委員・児童委員が高齢者等の相談を聞き、適切に関係機関へのつなぎ及び福祉サービスの情報を提供できるよう支援を行う。	地、高	地域共生推進課
地域高齢者支援センターによる総合相談・支援	増加する高齢者の複雑・多様化するニーズに的確に対応するため、地域高齢者支援センターが地域で果たしている相談・支援体制の充実を図り、個別の課題が解決できるよう機能強化を行う。	地、高	高齢介護課
障害福祉なんでも相談室、基幹相談支援センターによる相談・支援	障害のある人やその家族が抱える問題について、身近なところで福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができるよう相談・支援を行う。	障	障害福祉課
市民相談	多様化する市民相談に対し、専門の相談員を配置するほか、弁護士や税理士などの各種専門相談を定期的に開催し、相談及び苦情に的確に対応する。	―	市民相談人権課

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
民生委員・児童委員の再任率（３年毎の一斉改選時）（再掲） 【地域共生推進課】	60%	―	60%	―	―	60%
計画相談支援 【障害福祉課】	161 人	165 人	170 人	175 人	180 人	185 人
「女性相談案内カード」の設置箇所数 【市民相談人権課】	27 か所	31 か所	33 か所	35 か所	37 か所	39 か所

第８分野　地域社会の支援と保健サービス

保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域包括ケアシステムの確立を推進します。

健康寿命の延伸を目指し、医療や保健サービスの連携を図ります。

基本施策１　地域包括ケアシステムの推進

取組の概要
◆地域包括ケアシステムの構築

現状とこれまでの取組

１　医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者の連携を図っています。

２　個別課題や地域課題解決に向けて関係者と協議する地域ケア会議[24]や地域リハビリテーション活動支援事業により、医療・介護の専門職や関係機関と連携しています。

取組の方向

１　医療・保健・介護に係る多職種間の相互理解や情報共有を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていけるように連携を深めます。

２　地域ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、地域活動の拡大及び地域に不足する資源の開発等に向けた取組を強化します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
地域高齢者支援センターの機能強化	地域高齢者支援センターが地域で果たしている相談体制の充実と機能をより強化する。	地、高	高齢介護課

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
在宅医療・介護連携推進事業の充実	病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所等が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供する体制整備、効果的な情報共有のための取組や、日常的に相談できる関係づくりに取り組む。	地、高	高齢介護課
地域ケア会議推進事業の充実	地域ケア会議を活用して、市域全体及び各地域の課題を把握するとともに、医療機関、介護保険サービス事業所、民生委員児童委員、各種団体等と連携することにより、適切に支援が行き届く体制を整備する。		
地域リハビリテーション活動支援事業の充実	リハビリテーション専門職が介護保険事業所や地域高齢者支援センター等の関係者と連携を図り、自立支援に向けて総合的に支援できる体制を整備する。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
要介護認定率 【高齢介護課】	14.1%	14.9%	15.3%	15.8%	16.3%	16.8%
地域ケア会議開催回数 【高齢介護課】	170 回	170 回	170 回	170 回	170 回	170 回

基本施策２　保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

取組の概要
◆健康診査等の結果に基づき、市民一人ひとりに合わせた支援の実施

現状とこれまでの取組

1　市民の健康保持・増進のため、健康診査等（市民健康診査、人間ドック等）を実施しています。
2　健康診査等の結果に基づいて、生活習慣等改善の必要な方に身体活動や運動、食事など生活習慣の改善に関する資料や介護予防事業の案内など、情報提供を実施しています。

取組の方向

1　健康診査等を実施するとともに、神奈川県国保連合会のＫＤＢ（国保データベース）システムで健診結果を管理します。
2　ＫＤＢシステム等を活用し、レセプトや介護、健診結果等の情報から健康状態にあう保健事業や介護予防事業、継続的な個別健康相談等を案内し、健康保持・増進を図ります。
3　医療専門職がＫＤＢシステムを活用し、低栄養防止・重症化予防を行うための訪問相談、適正受診等の促進の訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援を行います。
4　現在実施している糖尿病腎症重症化予防の取組みについて、後期高齢者にも拡大します。

主な取組

取組（事業名）	内容	関連計画	担当課
市民健康診査（後期高齢者健康診査）、後期高齢者人間ドック	生活習慣病に着目した検査項目等と国の指定する質問票を実施する。また、健診結果に基づき、介護予防や保健事業等を案内し、健康づくりの支援を行う。	健	健康づくり課、国保年金課
特定健康診査（特定保健指導事業）、国民健康保険人間ドック	４０歳から７４歳までの国保加入者を対象に生活習慣病に着目した検査項目等と国の指定する質問票を実施する。また健診結果に基づき、保健指導等を案内することで、生活習慣病を予防し、健康づくりの支援を行う。	国	国保年金課
糖尿病性腎症重症化予防事業	健診結果やレセプトデータから生活習慣病を起因とした対象者を把握し、生活習慣を改善するための面談指導や電話指導を実施する。		
低栄養防止・重症化予防支援	心身機能の低下を予防するため、低栄養状態にある高齢者に対し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職による個別相談や保健指導を行う。	高	高齢介護課
医療専門職による通いの場への関与	通いの場等においてフレイル[25]予防の普及啓発活動や健康教育・健康相談を行うと共に、フレイル状態にある高齢者を把握し、状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行う。		

目標値

指標名	実績	目標				
	元年度 (2019)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)
特定健康診査受診率 【国保年金課】	33.6%	―	―	40%	―	40% 以上
特定保健指導の利用率 【国保年金課】	14.2%	―	―	26%	―	26% 以上
低栄養に係るハイリスク相談・指導人数 【高齢介護課】	(新規)	20 人	25 人	30 人	35 人	40 人

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進

本計画は、福祉の施策にとどまらず、都市・交通や教育、保健等分野を横断的にとらえ、高齢者にやさしいまちづくりを推進していくものです。

計画の推進に当たっては、関連部署との連携を十分に図り、より効果的に事業を進めていきます。

２　進行管理と評価

計画の進行管理にあたっては、各基本施策の取組に対する目標値の達成状況について年度ごとに点検を行い、秦野市高齢者保健福祉推進委員会及び福祉部長、関係各課等の長で構成する秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会において進行状況を報告し、意見を聴取し次期計画に向けた見直しを図ります。

脚注一覧

番号	用語	説明
1	高齢化率	６５歳以上の人が人口に占める割合
2	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
3	エイジフレンドリーシティ	ＷＨＯ世界的な都市化と高齢化に対応するために提唱したプロジェクト（詳細は資料編を参照）
4	地域密着型サービス	要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、自治体が指定する事業者がその地域住民に対して提供するサービス。
5	施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護医療院に入所した要介護等の認定を受けた人に対して提供される介護サービス。
6	居宅サービス	要介護等の認定を受けた人が、自宅で提供を受けられる介護サービス。
7	介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。
8	介護医療院	要介護者に対して「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設。
9	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。
１０	クールシェルター	熱中症予防のための一時休憩施設
１１	福祉有償運送制度	特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）や社会福

		祉法人などの非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う送迎サービス。
１２	訪問型サービスＤ	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業における要支援者等に対する移動支援サービス。
１３	民生委員・児童委員	自治会の区域を基本に活動し、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮家庭などの支援を必要としている方々の相談にのり、行政とのパイプ役として活動する地域福祉のボランティア。
１４	地域高齢者支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村が地域包括ケア実現に向け、設置した中核的な機関をいう。なお、介護保険法上は「地域包括支援センター」という名称だが、秦野市においては、高齢者の支援という目的を明確に表示するため、「地域高齢者支援センター」と呼称している。
１５	生活支援コーディネーター	地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役。地域支えあい推進員。
１６	生活支援体制事業協議体研究会	多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の課題を支えあいにより解決する仕組みを検討する研究会。
１７	チャレンジデー	「住民の健康づくり」や「まちの活性化」を図るきっかけづくりのイベントです。毎年５月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ自治体で、午前０時から午後９時までの間に、１５分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率競い合い、敗れた場合には、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに１週間掲揚するというルールによって行われる住

		民総参加型スポーツイベント。
１８	ダブルケア	晩婚化、晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う状況のこと。
１９	８０５０（ハチマルゴーマル）問題	８０歳代の親が、５０歳代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題のことで、若者のひきこもりが長引き、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。
２０	日常生活自立支援事業	認知症等により、判断能力が十分でない高齢者に対して、日常の金銭管理、預金通帳等の重要書類を預かるなど、自立した生活が送れるよう支援を行う。
２１	認知症サポーター	正しい認知症の知識を持ち、認知症の人本人や家族を地域で見守る応援者。
２２	ふるさとハローワーク	公共職業安定所が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行う、国と市町村が共同で運営する相談窓口。
２３	シルバー人材センター	６０歳以上の高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。
２４	地域ケア会議	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する会議。
２５	フレイル	健常と要介護状態との中間的な段階で、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のことを言い、英語の「Frailty」を語源としている。

資料編

１　エイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークについて

エイジフレンドリーシティは、ＷＨＯ（世界保健機関）が世界的な高齢化と都市化に対応するために提唱したプロジェクトで、平成２２年（2010 年）に高齢者にやさしいまちづくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークである、エイジフレンドリーシテイ・グローバルネットワーク（Global Network of Age-friendly Cities and Communities）を立ち上げました。

(1)　参加自治体

令和２年（2020 年）１２月末現在、エイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークに参加している自治体は、世界で４４か国１，１１４自治体に上ります。

わが国では、秋田市が平成２３年（2011 年）に初めて参加し、次いで平成２７年（2015 年）に宝塚市が参加しました。その後、神奈川県下１９市町が平成２９年（2017 年）に参加し、平成３０年（2018 年）に本市を含めた３市町が参加したことで、現在全国で２４市町となっています。

そのほか、神奈川県は市町村間の情報共有等を支援し、高齢者に優しい地域づくりを進展させる役割を担う「アフィリエイト・メンバー」として参加しています。

【参加承認書】

World Health Organization

WHO Global Network for Age-friendly Cities and Communities

This is to certify that

Hadano City

has been accepted as a member of the World Health Organization's Global Network for Age-friendly Cities and Communities

Members of the Network commit to share and promote the values and principles central to the World Health Organization Age-friendly City approach, and to the process of creating more age-friendly cities and communities.

Dr John Beard – Director
Department of Ageing and Life Course
World Health Organization
Geneva, Switzerland

(2)　８つのトピック

ＷＨＯは、エイジフレンドリーシティの実現には８つのトピックに基づいた検証が必要であると提言しています。

【８つのトピック】

秦野市では、「５　尊厳と社会的包摂」を「５　尊厳と地域共生」に、「６　市民参加と雇用」を「６　市民参加と就労」に置き換え、８つの分野を設定しました。

２　ＷＨＯの取組

(1)　健康な高齢化

ＷＨＯでは、全ての人がより長く、より健康的に生きる世界を目指して、政府・市民団体・民間企業など 2021 年から 2030 年までの１０年間で、力を合わせて取り組んでいく行動計画である、「健康な高齢化の１０年（Decade of Healthy Ageing）2020-2030」を推進しています。この計画は、ＷＨＯの最高意思決定機関であり、全加盟国で構成される世界保健総会にて、令和２年（2020 年）８月３日に採択されました。

「健康な高齢化の１０年」では、誰もが高齢になっても健康で生活し続けるために、身体的な機能の維持や生活環境を整えること、また高齢者自身が地域において役割を持ち、貢献できることを目指しています。さらには、年齢と高齢化についての考え方を根本的に変える必要があると指摘し、

次の４つの分野での行動を推進しています。

１　年齢や高齢化に対する考え方、感じ方、行動を変える。 ２　高齢者の能力を育む方法でコミュニティを発展させる。 ３　高齢者に対応した、人を中心とした統合ケアとプライマリー・ヘルスサービスを提供する。 ４　高齢者が必要とするときに長期介護を利用できるようにする。

（参考：神奈川県ホームページ「世界保健機関（ＷＨＯ）との連携」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f537393/documents/documents/who.html）

(2)　「健康な高齢化の１０年」に関する基調報告書

(1)の計画をスタートするにあたり、ＷＨＯでは高齢化に関する世界の現状や令和 12 年（2030 年）までの改善の道筋、そして高齢者の生活への影響を加速化させる取り組みをまとめた「『健康な高齢化の１０年』に関する基調報告書」を令和２年（2020 年）１２月１７日に発表しました。

この報告書では、神奈川県の「未病指標」が紹介されているほか、高齢者の移動支援の取組事例として、本市栃窪地区で実施している「とちくぼ買い物クラブ」についても紹介されています。

３　行動計画策定の経過

(1)　秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会開催実績

庁内関係課で構成する「秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会」において、本計画の内容について検討しました。

開催日	検討内容
平成 30 年 11 月 20 日※	行動計画策定方針の検討
平成 31 年 2 月 8 日※	行動計画策定方針の検討
令和元年 9 月 9 日※	基本理念の策定、８つの分野設定及び基本方針の策定
令和 2 年 6 月 29 日	８つの分野ごとの基本施策の検討
令和 2 年 8 月 21 日	行動計画素案の検討
令和 2 年 11 月 9 日	行動計画案の検討
令和 3 年 2 月 22 日	行動計画案（最終）の確認

※「エイジフレンドリーシティ行動計画策定に関わる事前検討会」として開催

(2)　パブリック・コメントの実施

ア　募集期間

令和２年１２月１６日～令和３年１月１５日

イ　募集方法

市ホームページ、「広報はだの」で周知の上、高齢介護課窓口及び市内公共施設に計画案を配架し、意見等を募集

ウ　意見の件数

６８件

４　秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会設置要綱

（令和２年６月１日施行）

（趣旨）

第１条　この要綱は、秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画（次条において「行動計画」という。）の策定に当たり、庁内の密接な連携を図るために設置する、秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　行動計画の策定に関すること。

(2)　行動計画の策定に係る情報交換及び連絡調整に関すること。

（組織）

第３条　委員会の委員は、別表に掲げる者により組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１名及び副委員長２名を置き、委員長には福祉部長を、副委員長には総合政策課長及び高齢介護課長を充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第６条　委員会は、委員会における検討結果を市長に報告する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

別表

福祉部長
総合政策課長
広報広聴課長
市民活動支援課長
地域安全課長
防災課課長
生涯学習課長
スポーツ推進課長
地域共生推進課長
高齢介護課長
高齢介護課担当課長
障害福祉課長
健康づくり課長
産業振興課長
まちづくり計画課長
交通住宅課長
建設総務課長

秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画
（令和３（２０２１）年度～令和７（２０２５）年度）

令和３年３月
秦野市福祉部高齢介護課

〒257-8501　秦野市桜町一丁目３番２号
TEL：0463-82-7394　FAX：0463-84-0137
E-mail：kourei@city.hadano.kanagawa.jp